

## 第3章 広域化対象市町村の組合せ

### 1 広域化対象市町村

消防体制については、一般的に、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考える。

また、県内の小規消防模本部の広域化のためには、その隣接する大規模消防本部も含めた広域化でなければ、消防体制の整備及び確立を図るために広域化の実現は難しいと考える。

さらに、県内の消防の常備化が行われていない自治体は、住民サービスの向上の観点から、消防の常備化の必要性が指摘されており、平成21年度には常備市町村と変わらない普通交付税措置が行われることとなるため、財源措置に基づいた必要な行政サービスを行うことが求められている。

よって、本県においては、市町村消防の広域化の対象は県内全域とする。

### 2 広域化対象市町村の組合せ

国の基本指針においては、これから消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点からおおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当とされている。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的な条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少など人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要であるとされている。

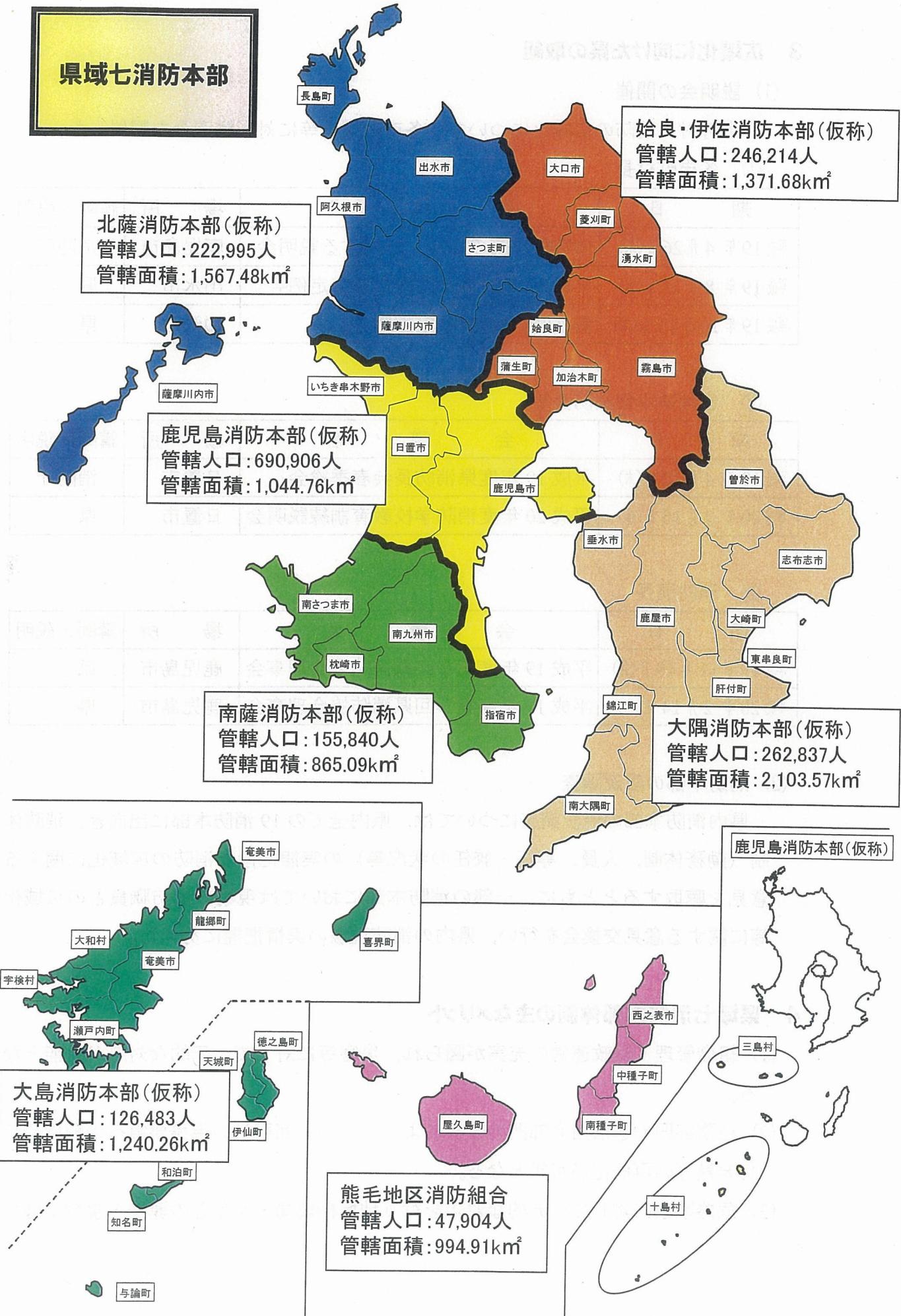
本県の市町村消防の広域化の組合せは、検討委員会の最終報告の主旨を踏まえ、広大な県土に島嶼部や二つの半島がある本県の地理的特性や住民の日常生活圏等を考慮し、県の地域振興局・支庁単位の区域割による県域七消防本部体制とする。(表28「広域化対象市町村の組合せ」参照)

表28 広域化対象市町村の組合せ

平成19年12月1日現在

市町村	現在の消防機関	県域七消防本部	
鹿児島市	鹿児島市消防局	鹿児島消防本部(仮称)	
三島村	非常備消防市町村		
十島村			
日置市	日置市消防本部		
いちき串木野市	いちき串木野市消防本部		
指宿市	指宿地区消防組合 (旧頴娃町を含む)	南薩消防本部(仮称)	
枕崎市	南薩地区消防組合 (旧頴娃町を除く)		
南さつま市			
南九州市			
阿久根市	阿久根地区消防組合	北薩消防本部(仮称)	
長島町			
出水市	出水市消防本部		
薩摩川内市	薩摩川内市消防局		
さつま町	さつま町消防本部		
大口市	大口市外四町消防組合	姶良・伊佐消防本部(仮称)	
菱刈町			
湧水町			
霧島市	霧島市消防局		
加治木町	姶良郡西部消防組合		
姶良町			
蒲生町			
鹿屋市	大隅肝属地区消防組合 (旧輝北町を除く)	大隅消防本部(仮称)	
東串良町			
錦江町			
南大隅町			
肝付町			
垂水市	垂水市消防本部	大隅曾於地区消防組合 (旧輝北町を含む)	
曾於市	大隅曾於地区消防組合 (旧輝北町を含む)		
志布志市			
大崎町			
西之表市	熊毛地区消防組合	熊毛地区消防組合	
中種子町			
南種子町			
屋久島町			
奄美市	大島地区消防組合	大島消防本部(仮称)	
大和村			
宇検村			
瀬戸内町			
龍郷町			
喜界町			
徳之島町	徳之島地区消防組合		
天城町			
伊仙町			
和泊町	沖永良部与論地区広域事務組合		
知名町			
与論町			
46市町村	19消防機関	7消防機関	

## 県域七消防本部



### 3 広域化に向けた県の取組

#### (1) 説明会の開催

市町村の消防の広域化について、各市町村長等に対し説明会を開催した。

##### ① 各市町村長

期 日	会 議 名	場 所	講師・説明
平成19年4月26日(木)	市町村消防の広域化に関する説明会	鹿児島市	消防庁
平成19年8月23日(木)	平成19年度第2回県市長会定例会	出水市	県
平成19年10月11日(木)	第97回県町村会定期総会	和泊町	県

##### ② 各消防本部消防長等

期 日	会 議 名	場 所	講師・説明
平成19年4月12日(木)	平成19年度県消防長会春季総会	日置市	消防庁
平成20年2月15日(金)	平成20年度消防学校教育訓練説明会	日置市	県

##### ③ 消防団長

期 日	会 議 名	場 所	講師・説明
平成19年11月19日(月)	平成19年度第2回県消防協会理事会	鹿児島市	県
平成20年2月14日(木)	平成19年度第3回県消防協会理事会	鹿児島市	県

#### (2) 消防本部の現況調査

県内消防本部の現況調査については、県内全ての19消防本部に出向き、消防体制（勤務体制、人員、専任・兼任の状況等）の実態把握と消防の広域化に関する意見を聴取するとともに、一部の消防本部においては現場の消防職員との広域化等に関する意見交換会を行い、県内の消防現場の実情把握に努めた。

### 4 県域七消防本部体制の主なメリット

- (1) 組織管理・財政運営の充実が図られ、災害等に対して一元的な対応が可能となる。
- (2) 総務部門や通信指令部門の統合により、その一部要員の現場要員への配置や予防要員等の専任化が可能となる。
- (3) 危機事象に対して一元的な対応を行う地域振興局・支庁との連携・整合が図ら

れる。

(4) 島嶼部などの地理的な条件、広域行政、日常生活圏などに配慮したものである。

## 5 県域七消防本部体制の基本的事項

### (1) 住民サービスの低下の防止

広域化により住民と消防本部との距離は広がるが、県域七消防本部体制の地域区分は地理的特性、日常生活圏等を考慮しており、おおむね住民が移動可能な距離に消防本部を設置することができる。

また、許認可事務等については、身近な消防署で住民が申請できるよう本部と署所業務を調整することで住民サービスの低下を防止できる。

### (2) 消防力の格差調整

消防力の基準は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命救助を行うために必要な施設及び人員の水準について、国が示した数値（消防力の整備指針）を目標とし、市町村自らが地域の実情に即した適切な消防体制の計画的な整備を進めていくこととされている。財政基盤が弱い市町村においては、基準に対する充足率が低く、格差調整は厳しい実情にあるが、県域一消防本部体制より県域七消防本部体制は構成市町村間の消防力の格差が小さい組合せであるので、構成市町村は広域化までに格差是正に努めることとし、広域化後においても、格差の解消に向けて段階的に取り組むことで改善を図りやすい。

### (3) 構成市町村の負担金の調整

広域化により負担金の算定方法を統一した場合、一部の市町村において負担金が増加するが、県域一消防本部体制に比べ、負担金の増加の幅が小さくなる可能性がある。（県域一消防本部体制に比べ、現状の負担金に近い金額となる可能性がある。）

また、構成市町村の負担金を軽減する方策として、現在、一部の消防組合で実施している、本部経費のみを共通経費とし、署所経費については所在する市町村が負担する「自賄い方式」により、負担金が増加しない方式で広域化することも考えられる。

なお、県域一消防本部体制の場合は、新たな本部施設などの設置が必要となり、

初期費用が負担増となる。県域七消防本部体制で既存の消防本部施設を利用できる組織においては、構成市町村の財政負担がより軽減できると考えられる。

#### (4) 指令業務の迅速化

広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、指令業務が末端まで迅速に行えるか危惧されているが、日常生活圏等を考慮した県域七消防本部体制であれば指令業務の迅速化の改善が図りやすい。

#### (5) 島嶼部における消防力の強化

島嶼部の消防体制は島毎に完結している部分があり、広域化しても他の消防から応援は期待できない状況にあるが、広域化により火災原因調査や立入検査等の専門職員の養成、救急救命士や気管挿管・薬剤投与のできる救急救命士の養成による地域メディカルコントロール体制の充実を図ることができる。

#### (6) 消防団との連携の確保

広域化により消防本部内の消防団が多くなるため、消防団と消防本部との連携が図りにくくなることが危惧されているが、現在の複数市町村で構成する組合消防においても連携確保ができており、県域一消防本部体制に比べ、消防本部内の消防団が少ないことから、消防団との連携が確保できると考えられる。

#### (7) 消防職員の給与・階級の調整

各市町村には給与格差があり、一部の組合消防内においても給与格差があるが、県域一消防本部体制に比べ、職員給与の格差が小さく、段階的に給与・階級の調整を進めることで、将来的に格差是正を図ることができると考えられる。

#### (8) 消防職員の人事交流（市町村間の異動）

広域化により消防本部が管轄する面積が広大になり、消防職員の人事交流（異動）が円滑に実施できなくなることが危惧されているが、県域一消防本部体制に比べ通勤できる可能性があることから、人事交流（異動）により、職員住宅の整備、単身手当など新たな財政負担は少なくなると考えられる。

#### (9) 高機能通信指令センターシステム等の予算措置

消防救急無線のデジタル化への移行（平成 28 年 6 月）に伴い、各市町村においては、財政状況が厳しいため高機能通信指令センターシステムの設置・改修が困難な状況にあるが、国の補助金は、消防の広域化を行う市町村について、特別に配慮して配分する方針とされており、県域七消防本部体制で指令業務の共同運用を図ることで各市町村が有利な財政支援を受けられる。

### 6 消防通信指令業務の共同運用

平成 17 年 7 月 15 日付け消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」を受けて、県においては「鹿児島県消防救急無線デジタル化等推進協議会」を設置し、消防救急無線のデジタル化と消防通信指令業務の共同運用の推進について協議を行い、平成 19 年 3 月に「鹿児島県消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進に関する整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、その中で指令業務のエリアについては、今後の消防の広域化のエリアとの整合性を図ることとされたことから、一元的な部隊運用、出動体制の確保等を行うためにも、検討委員会の報告内容を踏まえ、本県においては消防の広域化のエリアと指令業務のエリアを一致させることとする。

なお、消防の広域化のエリアでは、熊毛地域が現状のエリアと変わらず、広域化に伴う高機能通信指令センターシステムの有利な財政措置を受けられないことから、近隣消防との指令業務の共同運用を図るなどの対策が必要である。